

第535回岡山海区漁業調整委員会
議事録

令和4年3月15日（火）

【第535回岡山海区漁業調整委員会】

1 日 時 令和4年3月15日（火）14時00分～14時26分

2 場 所 ピュアリティまきび
岡山市北区下石井二丁目6番41号

3 出席者

[委 員]

| | | | |
|-----|-------|-------|--|
| 会 長 | 井本 瀧雄 | | |
| 委 員 | 國屋 利明 | 栗田 睦 | |
| | 小谷 基 | 佐上 一彦 | |
| | 柴田 悟 | 豊田 安彦 | |
| | 平田 晋也 | 福重さと子 | |
| | 藤井 義弘 | 松下 勘次 | |
| | 松本 正樹 | 三宅秀次郎 | |
| | 山下 広美 | | |

計14名

[水産課]

| | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 水産課長 | 石飛 博敏 | 総括参事 | 鳥井 正也 |
| 総括副参事 | 濱崎 正明 | 副参事 | 檜東 裕子 |
| 技 師 | 津行 篤士 | 技 師 | 渡邊 美緒 |

[事務局]

| | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 高田 豊和 | 主 幹 | 弘奥 正憲 |
|------|-------|-----|-------|

4 審議事項

第1号議案 知事管理漁獲可能量の設定について

(結果) 原案どおり承認

第2号議案 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（第8次岡山県栽培漁業基本計画）の策定について

(結果) 原案どおり承認

5 内 容

【高田局長】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から第535回岡山海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日の出席委員は14名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、井本会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【井本会長】

議事に入ります前に、議事録の署名委員を指名させていただきます。福重委員、山下委員、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。第1号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」事務局から説明をお願いします。

【高田局長】

資料の2ページを御覧ください。令和4年2月18日付けで、知事から「知事管理漁獲可能量の設定について」の諮問がまいっております。漁業法第16条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定める際に、当委員会に意見を求めるという案件でございます。内容について水産課から説明させていただきます。

【津行技師】

第1号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」説明させていただきます。1ページを御覧ください。本日は、クロマグロの岡山県における漁獲可能量の設定について御審議いただきますが、根拠法令は漁業法第16条第1項及び第2項で、知事は県資源管理方針に即して、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされております。なお、同条3項及び第4項にて、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、海区委員会にお諮りしたのち、農林水産大臣の承認を受けて、これを設定し、遅滞なくこれを公表しなければならないとされております。

3ページを御覧ください。今回、お諮りする知事管理漁獲可能量の趣旨と管理区分について案をお示ししています。まず、趣旨から御説明します。国から本県に対し、クロマグロの漁獲可能量が配分されたことを受け、本県では、岡山県資源管理方針でクロマグロの管理区分や配分の基準等を定めており、これに基づき、県内での再配分量を設定することが趣旨でございます。なお、岡山県資源管理方針の詳細につきましては、6ページから14ページにかけて資料を付けておりますので、後ほど、お目通しいただければと思います。

なぜ、本県でクロマグロの漁獲可能量を設定する必要があるのかといいますと、国から都道府県へ漁獲可能量が配分され、資源管理が行われている魚種は特定水産資源と呼ばれ、岡山県では、クロマグロとマアジがございます。国からの特定水産資源の配分量は管理年度ごとに更新されるため、基本的に国から

の配分量が明示されるたびに知事管理漁獲量を設定する必要があります。

4ページを御覧ください。令和3年12月24日付けで、国から本県に対し、令和4管理年度におけるクロマグロの当初配分が通知されました。資料中段の表に小型魚と大型魚の配分が記載されておりますが、配分量は昨年と同量となっております。

本県にはクロマグロを対象とした漁業はございませんが、クロマグロ資源は国際的に非常に厳格に漁獲管理されております。通常、クロマグロが漁獲されることがない県に対しても万が一の混獲に対応するため、漁獲枠が配分されております。

再び資料3ページの説明に戻ります。「2 対象となる特定水産資源と管理区分」についてでございますが、(1)の小型魚につきましては、管理区分は岡山県全体として、⑤の配分につきましては、国からの配分量である0.1トンを設定し、(2)の大型魚につきましても同様に、管理区分は岡山県全体として、⑤の配分につきましては、国からの配分量である1トンを設定したいと考えております。

最後に5ページを御覧ください。本日、御審議いただいた後、農林水産大臣の承認を受けて、お示ししております案のとおり県水産課のホームページで公表したいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

【井本会長】

ただ今説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【全委員】

意見なし。

【井本会長】

特にないようですので、第1号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」お諮りいたします。15ページに答申案をつけておりますが、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

続いて、第2号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（第8次岡山県栽培漁業基本計画）の策定について」事務局から説明をお願いします。

【高田局長】

資料の17ページを御覧ください。令和4年3月3日付けで、知事から「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（第8次岡

山県栽培漁業基本計画)の策定について」の諮問がまいっております。沿岸漁場整備開発法第7条の2第1項の規程により、沿岸漁場の生産力の増進に資するための同基本計画を定める際に当委員会に意見を求めるという案件でございます。内容について水産課から説明させていただきます。

【渡邊技師】

第8次岡山県栽培漁業基本計画の策定について説明させていただきます。まず、栽培漁業について簡単に説明いたします。18ページをお願いします。栽培漁業は、漁業によって漁獲された資源を補うために人工的に生産した稚魚を放流して、資源を維持しようとはじめられたものです。卵から稚魚になるまでの減耗の大きい時期を外敵がない環境で人間が育てた後、海へ放流し、自然界で成長したものを漁獲する取組で、つくり育てる漁業とも呼ばれています。イメージ図の下の線は自然界で生まれてから減っていく様子で、上の線は栽培漁業の様子を示しています。種苗生産は、卵から稚魚になるまで育てることで、図の様に自然界で生育するよりも生残率の低下が抑えられます。その後、外敵がない砂地の池など比較的自然に近い環境でさらに大きくし、自然界で生き延びる力を育てることを中間育成と言います。図のように種苗生産後に直接放流するよりも生残率が高く維持されます。これらの一連の取組が栽培漁業です。

写真のガザミは、本県で栽培漁業に取り組んでいる重要な魚種の1つです。漁獲量及び放流尾数のグラフですが、放流尾数が多い年には概ね漁獲量が増える傾向にあります。最後のグラフですが、放流などにより、ある程度資源量が回復した魚種については、栽培漁業を一旦休止し、網の目合の制限や漁期の短縮などの漁獲管理へ移行することが望ましいとされています。サワラの漁獲量のピークは昭和61年で535トンありましたが、平成11年にはその僅か1%の5トンまで減少しました。この状況を受けて、平成14年頃から瀬戸内海の関係府県が協力して栽培漁業や漁獲管理に取り組んだことで、漁獲量が徐々に回復し、令和元年には約130トンまで回復しました。これに伴い、令和2年度に栽培漁業から漁獲管理へ移行しております。

それでは、第8次岡山県栽培漁業基本計画の概要について説明いたします。19ページをお願いします。本計画の策定根拠ですが、沿岸漁場整備開発法に定められており、国が示す基本方針に基づいて策定することとなっております。概ね5か年の計画で、第8次計画は令和4～8年度までの計画となっております。第8次計画は、現在までの第7次計画を基本的に踏襲しており、大きな変更点はありませんが、「2 基本的な方向性」を基に作成しました。方向性の1つ目は、栽培漁業の対象種は、資源量などの評価を踏まえ、放流効果の高い魚種に重点化することです。対象魚種の選定にあたっては、社会経済的な要請、本県の種苗生産技術のレベル等を勘案し、地域の実情等を踏まえて資源造成効果が高い種を選定することとしています。2つ目は、藻場や干潟などの稚魚の成育に適した場所に種苗を放流することです。3つ目は、先ほど説明しましたサワラのような種苗放流等により資源量が回復した魚種については、栽培漁業か

ら漁獲管理への移行を推進することとしています。

「3 県下の水域に放流、育成することが適当な水産動物」ですが、本県で放流している魚種について、左に第8次、右に第7次の魚種を記載しており、下線部が変更点です。第8次計画では、サワラ、ヒラメ、マコガレイを削除していますが、サワラは、資源量の回復により漁獲管理に移行したため削除しております。また、市が独自に放流していたヒラメは、漁獲量が回復傾向にあるため、今年度を最後に種苗放流を終了します。同じく市が放流していたマコガレイは、放流効果があまり期待できないということで、平成30年に終了しております。

「4 県の種苗生産目標数量等」ですが、県の水産研究所で生産しているオニオコゼ、ガザミ、ヨシエビの3種について記載しています。ガザミの尾数に若干の増加があるだけで大きな変更はありません。

20ページをお願いします。「5 放流目標数量等」ですが、県や市が放流するすべての魚種について記載しています。県水産研究所で生産するオニオコゼ、ガザミ、ヨシエビは、種苗生産し、中間育成した後に放流する尾数を示しております。市が放流しているキジハタ、メバル、カサゴ、香川県との種苗交換で入手するクルマエビについては実態に合わせております。

「6 新魚種の種苗生産技術等の開発に関する事項」ですが、種苗生産技術の開発に着手する魚種は、近年の海域環境の変化等を踏まえ、漁業者や消費者からのニーズが高く、資源造成効果が高いものの中から選定することとしています。なお、水産研究所ではマダコの種苗生産技術の開発に着手しておりますが、引き続き、放流に適したサイズや尾数、場所などの放流技術を含めた一連の技術開発を進めます。

「7 漁獲管理との一体的な取組等」ですが、栽培漁業をより効果的な取組とするには、小型の魚を獲らないようにするなどの合理的な漁獲を行い、放流魚を獲り尽くさないことで、将来の親の増大に貢献しようとするのが重要です。そのためにも種苗放流を実施する海域においては、漁獲管理等との連携を図る必要があるという旨を記載しています。

「8 広域的な連携体制の構築」ですが、府県を超えて広く移動するガザミやトラフグなどの魚種については、関係府県が連携して策定する広域プランに基づいて、放流数量等の目標を設定するとともに、放流効果の高い適地へ放流することとしています。

本計画の概要については以上になりますが、21ページ以降に本文案を添付しております。23～25ページの第1の指針には、先ほど説明いたしました本計画の基本方針である対象種の重点化や適地放流の推進の他に、漁獲管理との一体的な取組、広域プランに基づく広域的な連携体制について記載しております。26ページの第2、第3には、県下に放流する水産動物の種類、放流目標数量、水産研究所の種苗生産目標数量等を記載しております。27～29ページの第4の技術開発に関する事項には、新たな魚種は、資源評価や環境変化等を勘案し、需要の高いものを選定することの他、技術開発上の問題点、現在の技術レベル

について記載しております。29ページの第5の調査に関する事項ですが、放流した種苗の生残率調査等を実施する際に留意すべきことを記載しております。最後に30ページの第6のその他の事項ですが、関係機関との連携など、栽培漁業の推進体制について記載しています。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【井本会長】

ただ今説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【佐上委員】

ヒラメが増えているから種苗放流を終了したとの説明でしたが、増えているという実感がありません。

【鳥井総括参事】

ヒラメの漁獲量を倉敷市だけではなく全県で見ると増加しています。佐上委員は底びきをされていて、ご自身の感覚と統計の数字が合わないかもしれませんが、全県で見ると増加しています。漁獲量が増加しているとよく言われるのがマダイ、サワラですが、ヒラメも数少ない増えている魚種の1つです。

ヒラメは倉敷市が市単独で放流されていましたが、市として色々な魚種の要望がある中で、そういうことも考えられて、昨年、キジハタを放流することにしたのだと思います。児島地先でヒラメの放流を望まれるのであれば、今後、市に要望をされるとよいと考えています。

【井本会長】

ガザミを毎年多く放流していただいているが、昨年は当歳のガザミがほとんど獲れなかった。放流した種苗が死んでいるのか、魚の餌になっているのか。チヌやタイ、ハモの餌になっているのではないか。

【鳥井総括参事】

水産研究所が種苗放流量と漁獲量の間関係を調べており、18ページにその関係をお示ししています。多く放流すれば漁獲量が増えるという傾向が平成20年代までありましたが、近年はその傾向が見られなくなってきました。水産研究所の見解として水温の変化も当然あると思いますが、その他を含めた複合的な要因でそのような状況になっていると考えられています。

【柴田委員】

最近、海に栄養が無いから魚が太らず、アナゴの成育も悪い。種苗放流も良いが餌がなければ大きくならない。難しい問題だが海の栄養を増やす取組も進めていただきたい。

【井本会長】

他によろしいですか。

【全委員】

意見なし。

【井本会長】

特にないようですので、第2号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（第8次岡山県栽培漁業基本計画）の策定について」お諮りいたします。31ページに答申案をつけておりますが、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

以上で本日の議事は終了しましたが、事務局から何かありますか。

【弘奥主幹】

- 次回の委員会の開催予定について説明 -

【井本会長】

それでは、これをもちまして第535回岡山海区漁業調整委員会を閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。

終了時刻：14時26分